

電子商取引共同声明イニシアティブ：共同議長国による進捗報告（仮訳）

世界的なデジタル貿易ルールの策定の重要性はこれまでにない明確になっている。新型コロナウイルス感染症の拡大は、デジタル・トランスフォーメーションを加速させ、オンライン活動の急増をもたらした。電子商取引は、世界経済の回復のために不可欠である。電子商取引共同声明イニシアティブは、WTOがこの喫緊の必要性に応えるための機会となっている。

2019年に交渉が開始して以来、本イニシアティブにおいて勇気づけられる進捗が見られている。新型コロナウイルス感染症による困難にかかわらず、共同議長国である豪州、日本及びシンガポールは、バーチャル形式及び混合形式で作業を継続させてきた。本イニシアティブの参加国は86WTO加盟国にまで増加し、合計で世界貿易の90パーセント以上を占め、また、すべての主要な地域及び発展段階を代表している。

統合交渉テキスト

本イニシアティブの参加国は、これまでの進捗を反映し、交渉の次の段階への基礎となる統合交渉テキストを作成した。統合テキストは、2020年12月7日に参加国に配布された。

統合テキストは加盟国の提案に基づくものであり、電子商取引の円滑化、自由化、信頼性、横断的事項、電気通信、市場アクセス、適用範囲及び一般的規定が含まれている。2020年を通して、これら全ての分野に関して広範かつ建設的な議論が行われた。

我々は、ビジネス及び消費者にとって意義のある便益をもたらす、既存のWTO協定を超える成果を達成するとの目的に沿った形で交渉を進展させることができている。主要な進展として、電子署名及び電子認証、ペーパーレス貿易、電子的な送信に対する関税、開かれた政府のデータ、開かれたインターネット・アクセス、消費者保護、迷惑メール、ソースコード等に関する少数国会合における良好な進捗が挙げられる。また、サービス市場アクセス約束の提案国は、あり得る交渉の枠組みを策定した。

データ流通を可能とし、促進する規定は、高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である。これらの論点の議論は進行中で、2021年前期から強化されていく。2020年11月、日本及びシンガポールは、データ流通及び国内保存関連規定に関する強固な約束への更なる理解と支持を得るため、交渉官及び民間セクターの関与を得て情報共有のための会合を主催した。

開放性、透明性及び包摂性

交渉が開かれた形で、透明性を保ち、包摂的に行われることは、本イニシアティブの中核となっている。すべてのWTO加盟国はオンラインポータルを通じて関連文書にアクセスすることができる。本イニシアティブの議論は、全WTO加盟国に開かれた全体会合及び非公式の少数国会合の組み合わせにより進められている。全体会合及び少数国会合における技術的な議論は、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、台湾、コロンビア、欧州連合、香港、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール及びスイスの各代表が主導している。

今後の展望

本イニシアティブは第12回WTO閣僚会議までに実質的進捗を達成すべく順調に進展しており、我々は更に相違を狭め、あり得る着地点を見出すため、今後作業を強化していく。